

# 平成18年7月豪雨

7月15日から降り続いた大雨は、7月の月間降水量が、平成6年観測統計開始以来、過去最多となる728mmを記録する豪雨となりましたが、幸いにも住家や人的被害の発生はありませんでした。



北谷町小原地係 山腹で土砂崩れ発生（19日撮影）

北陸地方に停滞した梅雨前線の影響で7月15日午後から降り始めた大雨は、1時間に20mm以上の強い雨となり、7月19日の未明までに、勝山土木事務所 所の観測データでは連続雨量が523mm、22日までの総雨量は531mmを観測し、県内では最高総雨量を記録しました。



荒土町伊波付近 皿川の増水状況（17日撮影）

また気象庁アメダスの勝山観測地点（岡横江地係）の記録では7月の降水量は728mmとなり、平成6年（1994年）観測統計開始以来最も多い月間降水量となりました。

この豪雨で、市内の市道や林道などの公共施設で法面が崩壊するなどの被害が発生しましたが、あらかじめ危険箇所土嚢を配備したことや水防団の活動で住家などへの被害を最小に防ぐことができました。

また19日未明発生した法恩寺有料道路の法面崩壊では、市保有の重機と本年度災害時対応策協定を締結した建設業会の迅速な対応で、早朝までに交通を確保することができました。



平泉寺町小矢谷地係 広域農道で法面崩壊により道路をふさぐ（19日撮影）

## 市道、林道、河川、農業用施設等被害状況

市道9-67号線（平泉寺町大矢谷）などの33線67箇所被害がありました。

- ◎被害状況  
法面、路肩、石積崩壊、用排水路閉塞等
- ◎被害総額  
約95,000千円

## 連続雨量（勝山土木観測データ）

月日	連続雨量(累計)	1日の降雨量
7月15日	36mm	36mm
7月16日	160mm	124mm
7月17日	307mm	147mm
7月18日	495mm	188mm
7月19日	523mm	28mm

## 農薬散布の際はご注意ください

# 農作物に残留する農薬の規制制度が大きく変わりました

食品衛生法の改正により、隣接ほ場から飛散した農薬が、他の農作物に付着するなどして残留基準を超過した場合には、その農作物の流通が規制される恐れがあります。

平成18年5月29日から施行された改正食品衛生法で、ポジティブリスト制度（農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度）が導入されました。

**導入前**  
283の農薬等について、対象作物ごとに残留基準が定められており、この基準を超えた農作物の流通が原則禁止でした。また、基準の定められていない農薬等については、残留していても規制の対象外でした。

**導入後**  
これまで対象外だった農薬等も含め、ほとんど全ての農薬等に残留基準が定められました。これにより、隣接する田んぼや畑などから飛散した農薬によって残留基準を超えた場合も流通が禁止されます。

## 残留基準値を超過する例 想定される例

- ① 農薬使用基準を遵守しなかった場合  
**例1** キヤベツに適用がある農薬を、形の似ているハクサイにも使用できると勘違いして使用した
- 例2** 濃い薬液の方が効果が高いと思ひ、希釈倍率を小さくして使用した
- ② 使用した農薬が周辺ほ場に飛散した場合  
**例1** 水稻に散布した農薬が隣の収穫中のナスに飛散した
- 例2** 大豆に散布した殺菌剤が、隣接している収穫直前の水稻に飛散した

## 生産者のかたへ

### ① 一般農家同様、家庭菜園や市民農園利用者も含む

#### ◆ 残留基準値の超過を防ぐ主な対策

- 上記①の対策  
（農薬使用上の基本的な対策）
- 必ず、農薬のラベルに記載されている使用基準をよく読む
- 農薬の使用状況をきちんと記録する

#### 上記②の対策

- （農薬の飛散を低減させる対策）
- 周辺農家と連絡し合い、農薬散布日を調整する
- 風のない時が弱い時に農薬散布する。
- 強まったら直ちにやめる
- 状況にあわせ、粒剤など飛散しにくい農薬を選ぶ
- 必要に応じて飛散しにくいノズルを選ぶ

問 農林政策課（☎内線281）



## 安心できる農作物を

